

## 嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付要綱

令和3年3月9日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金（以下「助成金」という。）に関し、予算の範囲内において交付することについて、嬭恋村補助金等に関する規則（平成8年嬭恋村規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)人手不足経営体とは、働き手が必要な村内に住所又は事業所を有する農業経営体をいう。
- (2)援農者とは、人手不足経営体で農作業を行う者をいう。
- (3)援農とは、人手不足経営体において農作業を実施することをいう。
- (4)関係協同組合とは、人手不足経営体の業務を支援し、援農者の助成金交付申請及び関連する取組を推進する村内の農業協同組合、事業協同組合をいう。

(助成金の交付目的)

第3条 この助成金は、村内外からの援農者及び関係協同組合に対して交付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足を解消し農業生産の維持を図ることを目的とする。

(事業対象期間)

第4条 事業の対象となる期間（以下「事業対象期間」という。）は、令和3年4月1日から令和3年11月末日までとし、次の場合は、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。

- (1)事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間中に取組を終了する場合
- (2)事業対象期間中に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合
- (3)事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合

(助成対象者)

第5条 助成金交付の対象となる者は、援農者又は関係協同組合で、援農者は次の要件

を全て満たす者とする。

- (1)人手不足経営体と契約に基づき契約期間満了まで援農すること。
- (2)人手不足経営体と原則2か月以上の契約を締結していること。
- (3)賃金等の対象となった総労働時間が320時間以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成の対象としない。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2)次のいずれかに該当する事業を営む者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業
- イ 公序良俗に反する事業その他補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- ウ その他村長が適当でないと認める事業

(3)不法就労の事実が認められる者

(4)当該助成金の交付を受けている者

（助成金の額等）

第6条 援農者に対する助成金の額は、別表第1のとおりとする。

2 関係協同組合に対する助成金の額及び対象経費は、別表第2のとおりとする。

3 助成金は、予算の範囲内で交付する。

（交付申請及び請求）

第7条 援農者に対する助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、孺恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に人手不足経営体から契約に基づき契約期間満了まで援農したことの証明を受けて、次に掲げる書類を添えて、関係協同組合を経由し、関係協同組合が取りまとめて、令和4年1月末日までに村長へ提出しなければならない。

- (1)人手不足経営体との契約書の写し（援農契約期間を確認できるもの）
- (2)援農契約期間中の賃金台帳、出勤簿の写し（賃金等の対象となった総労働時間が確認できるもの）
- (3)申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等の写し）
- (4)振込先口座確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等の

写し)

(5)その他村長が必要と認める書類

2 申請者は、人手不足経営体と雇用契約をした時は、原則として助成の対象となる労働が最初に行われた日の1か月後までに関係協同組合に前項第1号及び第3号の書類を提出し、関係協同組合が取りまとめて村長へ報告するものとする。

3 関係協同組合に対する助成金の交付を受けようとする協同組合等（以下「申請協同組合」という。）は、孺恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、村長へ提出しなければならない。

(1)対象経費の内容を確認できる書類

(2)その他村長が必要と認める書類

（助成金の交付決定及び確定）

第8条 村長は、前条第1項又は第3項による申請がなされた場合、その内容を審査し助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときには、孺恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により交付すべき助成金の額を確定し、助成金を申請者又は申請協同組合に交付するものとする。この場合において、村長は、必要な条件を付することができる。

（助成金の返還）

第9条 村長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1)法令又はこの要綱若しくは村長の指示に違反したとき。

(2)偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（現地調査等）

第10条 村長は、助成対象者に対し、必要に応じて現地調査、書類の提出等を求めることができる。

（書類の整備）

第11条 関係協同組合は、本助成金交付に関する書類等を整備し、助成金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定

める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定による申請及び請求を行った者に対するこの告示の規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1

満了した人手不足経営体 との援農契約期間	援農契約期間中の賃金等の 対象となった総労働時間	助成金の額	備考
5か月以上	800時間以上	100,000円	1人につき100,000円 を限度とする。
4か月以上	640時間以上	70,000円	
3か月以上	480時間以上	50,000円	
2か月以上	320時間以上	30,000円	

別表第2

対象経費	助成金の額
人手不足経営体の業務を支援し、援農者の助成金交付申請及び関連する取組の推進に要した事務費	取りまとめた援農者に対する助成金交付申請1件につき6,500円以内

様式第1号（第7条第1項関係）

様式第1号（第7条第1項関係）

年 月 日

嬭恋村長 様

嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付申請書兼請求書

嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。また、交付決定したときは助成金の交付を請求しますので、下記の口座に振込みください。

記

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名 (署名又は記名押印)		男・女	年 月 日
住所	〒		
電話番号		メールアドレス	

2 助成金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 助成金の振込先口座

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関の場合	銀行・信金・信組・農協		銀行コード					
	本店・支店・本所・支所		支店コード					
預金種別	普通・当座	口座番号						
ゆうちょ銀行 の場合	通帳記号			通帳番号				
	1			0	-			
口座名義人	(フリガナ)							

4 満了した援農契約期間及び賃金の対象となった総労働時間

契約期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
契約期間中の賃金等の対象となった総労働時間	時間	
申請者は、契約に基づき契約期間満了まで援農したことを証明する。		
援農先農家氏名（法人の場合は代表者氏名） ※署名又は記名押印 _____		

5 援農先農家（人手不足経営体）及び関係協同組合

援農先農家	氏名又は名称	
	住所	
	電話番号	
関係協同組合		

6 添付書類

- ①人手不足経営体との契約書の写し（援農契約期間を確認できるもの）
- ②援農契約期間中の賃金台帳、出勤簿の写し（賃金等の対象となった総労働時間が確認できるもの）
- ③申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等の写し）
- ④振込先口座確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等の写し）

様式第2号（第7条第3項関係）

様式第2号（第7条第3項関係）

年 月 日

嬭恋村長 様

嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付申請書兼請求書

嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。また、交付決定したときは助成金の交付を請求しますので、下記の口座に振込みください。

記

1 申請協同組合

名 称	
代表者氏名 (署名又は記名押印)	
住 所	
電話番号	

2 助成金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 対象経費

人手不足経営体の業務を支援し、援農者の助成金交付申請及び関連する取組の推進に要した事務費	円
--	---

4 助成金の振込先口座

金融機関名	銀行・信金 信組・農協	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通・当座・その他 ( )	
口座番号		
口座名義	(フリガナ)	

5 添付書類

対象経費の内容を確認できる書類

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

嬭恋村長

**嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付決定兼確定通知書**

申請のあった嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金については、嬭恋村農業労働力確保緊急支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定し、確定したので通知します。

また、当該助成金を指定口座への振り込みにより交付します。

記

交付決定（確定）額                      金                      円

（ 振込予定日                      ）